

11月は「秋のこどもまんなか月間」です

令和7年度 最優秀作品標語 知らせよう あなたが あの子の声になる

問こども家庭センター ☎0176-51-6734

こども家庭庁では、毎年11月に児童虐待防止のための広報・啓発活動として「**オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン**」を実施しています。



オレンジリボンには「子ども虐待を防止する」というメッセージが込められています。オレンジ色は、こどもたちの明るく未来を表しています。

虐待から子どもたちを守るためには、地域の皆さんの気付きが大切です。
「こどもが笑顔になれるまち」を目指し、この機会に市民一人一人、何ができるかを考えてみませんか。
「もしかして虐待かも？」と思ったら、**ためらわずに通告・相談をお寄せください。**

■あおりけん親子のための相談 LINE

問県こどもみらい課 ☎017-734-9302

子育ての不安や家族との関わりについて、対面や電話では話せないけれど、SNSなら相談できるかもしれません。秘密は厳守します。



友だち追加はこちらから▲

* 通告・相談先 *

▶ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちちやく)

▶ 県上北児童相談所 ☎0176-60-8086

▶ こども家庭センター ☎0176-51-6734

「こどもの権利」について

問こども支援課 ☎0176-51-6717

こどもの権利は、すべてのこどもが生まれたときから持っている「人権」です。
こどもが持つ権利について定めた条約「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」には、次の4つの原則があります。



◀ こども基本法は
こちらから

■差別のないこと



■こどもにとって もっと 最もよいこと



■いのち まも せいちよう 命を守られ成長 できること



■いけん ひょうめい 意見を表明し さんか 参加できること



◀ こどもの権利条
約はこちらから

こどもや若者の皆さんは、一人一人がとても大切な存在です。
皆さんが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

11月12日～25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間です

問総務課 ☎0176-51-6702

市では「性差に起因するあらゆる暴力の根絶」に向けて、すべての人の人権を尊重するための啓発活動を推進しています。

性別にかかわらず、誰でも一人で悩まずご相談ください。 秘密は厳守します。



パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。

■あおり性暴力被害者支援センター

性暴力被害専用相談電話『**りんごの花ホットライン**』

☎017-777-8349 または # 8891 秘密は厳守します。

毎週月～金曜日 午前9時～午後5時

※専門の研修を受けた相談員が対応します。

※時間外や休日、年末年始は国のコールセンターにつながります。

■ボランティアの募集

県が本センターの運営を委託している(公社)あおり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しています。

活動に関心のある人はお問い合わせください。

問(公社)あおり被害者支援センター

☎017-718-2085